

令和6年度第3回沖縄県多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議

議事概要

日時：令和6年11月27日（水） 10：00～12：00

場所：県庁6階 第2特別会議室

会議概要

<議題事項>

審議事項：提言書骨子（案）について

1 参加者

【委員】

氏 名	所属・役職
宮城 淳	沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長
倉科 和子	JICA 沖縄センター 所長
新居 みどり	NPO 国際活動市民中心 理事
高橋 美奈子	琉球大学教育学部 准教授
山本 和儀	山本クリニック 院長
白 充	法律事務所 春
オジャ ラックスマン	沖縄ネパール友好協会 幹事長

【事務局】

氏 名	所属・役職
仲村 卓之	文化観光スポーツ部 交流推進課 課長
大城 陽介	文化観光スポーツ部 交流推進課 班長
奥間 隆介	文化観光スポーツ部 交流推進課 主任
大仲 るみ子	沖縄 NGO センター
奥山 有希	沖縄 NGO センター
島袋 ひろえ	沖縄 NGO センター
鶴田 厚子	沖縄 NGO センター

2 第2回会議の概要・まとめ

3 審議事項

3-1 大項目：在住外国人の自立に向けた支援について

(1) 骨子(案) 1-①

(中項目：在住外国人相談窓口について)

【山本委員】

・各市町村の体制によって対応力が異なるため、沖縄県国際交流・人材育成財団（以下、財団）がセンター的な機能を果たすこと、ワンストップ（相談窓口）的なイメージを県民に広げる必要があることを、提言書に記載してほしい。

【倉科副委員長】

・財団は外国人相談窓口のところだけに話が出てくるが、共生の地域づくりにおいても中心的なアクターであるし、財団の実施体制の整備についても、提言書に追加する必要がある。

・提言書においては何を一番先に取り組まなければならないのか整理し、優先順位をつける必要がある。

・在住外国人が抱える問題については、相談に来てもらえなかったら解決できないので、在住外国人団体（ネパール友好協会等）との連携についても記載する必要がある。

【高橋委員】

・ワンストップセンターの設置にあたり、県のスタンスとして、単なるサービスではなく、人権保障が十分にできていないため必要であることを最初に明記すべき。

【白充委員】

・ワンストップセンターを設置してあげているのではなく、必要最低限やらなければならないという問題意識をどう持つかが大事。

・県の中に多文化共生担当部署を設置するのか、それとも財団がこれから中心的に多文化共生を担っていくのかで話が変わってくる。両者のすみ分けがはっきりしていないと、お互い認識がない実施主体については実行されないままになってしまう。

【新居委員】

・大項目1と2はもっと大枠で記載した方がよい。大項目の並びについても大項目3→大項目1→大項目2に変更し、提言書の最終部分で共生の地域づくりといった未来の話に繋げる方がよい。

→第1回会議では「県全体での連携推進」、「共生の地域づくり」、「在住外国人の自立に向けた支援」といった並びで検討していたが、「共生の地域づくり」と「在住外国人の自立に向けた支援」に対する対応を考えたときに「県全体での連携推進」で拾っていこうと思い、この順番になった。先ほど高橋委員から発言のあったように、「人権」の話をするのであれば、提言書冒頭に基本的な考え方として「人権」に触れ、以降の流れについては再度相談させていただきたい。(交流推進課)

・中項目の名称も、「在住外国人相談対応体制の構築と拡充」にすると広範囲に対応できる。

(2) 骨子(案) 1-②

(中項目：防災・災害時における対応について)

【山本委員】

・もっと大きな枠で中項目を設けた方がよい。具体定期には、「安全・安心な生活ができる支援」といった大きな項目を立てて、安心して働ける労働の現場や病気やケガといった日常的な災害も含め、中項目を設定すること。いきなり防災だけ来ると普段の安全安心がどうなるのか不明瞭。防災だけに特化せず、安全安心な生活の支援を項目建てして、そのトピックの中で防災をとりあげてほしい。

・防災訓練を行うときには外国人も参加させることを(実施主体に)明記させることで、あえて外国人向けの訓練をしなくても足りる。

→県の防災訓練の中で外国人を取り入れることはできるか。(宮城委員長)

→すぐには回答できないが、今回の万国津梁会議が多文化共生がどうあるべきか考える場でもあるため、あるべき姿を提言していただければいいと思う。(交流推進課)

・日本語教育だけでなく、在住外国人と接する上での日本人のコミュニケーション能力向上も必要。

【倉科副委員長】

・対応案に実施主体が書かれているが、市町村が単独でできるようになるのか疑問。提言書の中に記載しても、記載して終わりになるんじゃないか。それを市町村ができるようになるためのサポートも、対応案として必要になる。

・例として、琉球大学が西原町とコラボし、在住外国人向けの防災に係る避難シミュレーションを行おうとしており、アクターは市町村だけにはならない。そういった取組を県がどのようにフォローするのか考える必要がある。

→骨子（案）3-①で、関係団体の連携についても県がサポートすることなど、提言書に書いていただければいいと思う。（交流推進課）

・（防災について）避難訓練だけに焦点があたっているが、そもそも情報が行き渡ってなくて孤立する問題がある。自治会の会議等に外国籍住民の参加を求めることも必要になる。

【高橋委員】

・市町村の指針をみると、外国人観光客向けの指針はあるが、在住外国人を対象としたものを設置していない市町村も多いため、外国人のイメージが観光客に偏っている市町村もあると思われる。市町村によって対応が異なり、災害時の備蓄食の配慮がされていないなど、実態を把握できていない自治体もある。

【オジャラックスマン委員】

・外国人住民をどのように巻き込むか課題がある。そもそも外国人については自分がどのような地域に住んでいるのか、どのようにして避難所まで移動するのか、（文化や習慣の違いがあるため）食べられるものと食べられないものがあるため避難所は安心できる場所なのかなど、外国人に対しどのようにして防災意識を高めるのが課題としてある。各市町村が訓練を行うだけでは課題解決に繋がらない。

【宮城委員長】

・対応案①に記載している地域住民を巻き込んだ自治体単位での避難訓練の実施等については財団に役割が求められているところだと思うが、マンパワーに限界があるため、実施に対する負担が大きい。

・避難訓練の実施について、市町村独自で行えるよう自治体に役割をおろしていくことも考えている。

(3) 骨子(案) 1-③

(中項目：教育環境の整備について)

【新居委員】

・現状・課題の「日本語教室」の記載を「日本語教育」に変更。日本語教育推進法（日本語教育の推進に関する法律）の中で、責務は国、自治体、企業と記載がある。現状として、自治体や企業が責務を果たせていないため、日本語教育の学びが保障されていない。また課題として、学びの場が少ないことや、企業がそこに対して積極的ではないこと、社会における日本語教師の役割が明確になっていないこと、費用負担を誰がするのが明確になっていないことなどがあり、そこに対する対応策を出していけばいいのではないかと思う。

・教育のもう一つ大事な視点として、日本人側の多文化共生に係る教育も必要。日本人への教育が多文化共生に繋がっていく。この項目では両方の視点を議論していく必要がある。

【高橋委員】

・地域の日本語教室は教育機関で学ぶ機会がない方のための日本語保障。また、地域の日本語教室は正しい日本語を教えるというよりは、相談できる関係性の方が重要になってくる。

・(対応案④：「外国人児童生徒受け入れの手引き（文科省）」の周知・活用について) 手引きについても県から全ての教育委員会に周知を行っているが、大まかなことしか書いていないため、先駆的な他府県自治体では各地域で独自の手引きを作っている現状。沖縄県内でも県の状況に応じた独自の手引きの作成が必要。

・日本語教育推進法が施行され、国や自治体が責任をもって日本語教育を推進する観点から、県の教育委員会で外国人児童生徒等の受け入れをどうするのか、教育方針や施策を立て、各学校でどのような取り組みを行うか方向づけをする必要がある。

・県の研修を見ていると、各学校で困りごとを共有しているだけで、担任や指導者はどのように対応していいか分からず、困っている現状がある。

・中学校で日本語教育が必要ないと思われて、日本語教育を受けられなかった外国人児童が多く、中学校が空白地帯になっている現状がある。幼児教育から考えると、子ども家庭課、義務教育課、県立学校教育課の連携が必要となる。

・外国人児童生徒等の受入については英語担当教師に任されることが多いが、県内の日本語指導が必要な児童生徒は必ずしも英語母語話者だけではなく、教員免許を持っ

ていれば誰でも対応できるわけではないので、コーディネーターの配置や連絡協議会等といった専門部署の設立も求められている。

【山本委員】

- ・海外生活をしたことがない日本人やマイノリティになったことがない日本人については、言語を学ぶことを強いることがあるが、それはあってはいけない事。

- ・医療関係者が医療用語を患者に学習させることを強いないように、日本人に対しては優しい日本語で対応するコミュニケーション能力に関する教育も必要であることを提言に入りたい。

3-2 大項目：共生の地域づくりについて

(1) 骨子（案）2-①

（中項目：地域住民と在住外国人の共生について）

【新居委員】

- ・対応案の視点が小さいため、より大きな視点でとらえる必要がある。相互理解や継続的な関わり、対等性といったことが多文化共生社会の構築のため（日本人と在住外国人の）相互に必要なと思うが、それに対応案①の「イベント」ではなくより大きな視点を表す言葉で表現する必要がある。

【倉科副委員長】

- ・多文化共生の先進的な地域の取組を参考にし、共生社会の実現を目指すことが必要となる。

- ・多文化共生施策について、ただ通年通してしまうと盛り上がらないため、多文化共生月間を作り、その時期にむけてみんなで考える機会があっても良い。

【オジャラックスマン委員】

- ・イベントの開催について、信頼関係とか横の連携とかどのように繋げていくかが大事になってくる。協働で何かを実施する取り組みはいいことで、どのように共に取り組むのが大事になってくる。

【高橋委員】

・「イベント」というよりは、「街づくり」という表現がふさわしいのではないか。自分たちが住んでいる街をどうしたいのか考え、その実現のための手段としてイベントの開催がある。

【山本委員】

・各地に沖縄県系人が存在しており、県系人も（海外では外国人として）多文化共生の取組を実施している。そこを参考に、多文化共生を考える週間・月間を作っても良い。

(1) 骨子（案）2-②

（中項目：在住外国人への差別について）

【白充委員】

・対応案②について、「沖縄県差別のない社会づくり条例」の担当課が女性力・ダイバーシティ推進課であるため実施主体が県となっているが、女性力・ダイバーシティ推進課が引き続き同様の施策を行っていくという趣旨か。

→女性力・ダイバーシティ推進課に特定せず、関係各課含めて「沖縄県差別のない社会づくり条例」の理念に照らした趣旨となっている。（交流推進課）

・女性力・ダイバーシティ推進課は旗振り役としての役目があると思うが、関係する全ての課にも問題意識をもって対応してもらいたい。

・大人の（差別）意識をどう変えるか、何か思い浮かぶことはあるか。

→対応案③の「反うわさ戦略」がそれにあたる。「人種差別をしてはだめなんだ」ということを声高に叫ばないで、しっかり理解してもらう。（新居委員）

→海外では外国人支援団体がそういった活動（＝反うわさ戦略）をしているのか。（白充委員）

→海外では外国人支援団体がそういった活動を行っている。海外においても、なぜ外国人支援のために税金を使うのかという批判がある。その批判に対する否定と実際の支援を両輪でやっていかなければならないので、（庁内に）専門部局を作って、外部団体と連携しながら、街のゲートボール大会等色々な場面で外国人に対する悪い噂を否定していくことが「反うわさ戦略」になる。（新居委員）

→そういった意味では「反うわさ戦略」の実施主体については、財団（国際交流団体）のみならず、現場で活動する NPO 等の市民団体も入ってくると思う。（白充委員）

【新居委員】

・対応案①について、幼少期から成人するまで在住外国人と出会ったりお互いに議論する場が必要であるということであれば、「アメリカンスクール等の子どもたちとの交流」ではなく「目の前の色々なルーツを持つ人たち」との交流にする。

・対応案③について、「反うわさ戦略」がいきなりでてきても分からないので、「日常的なグラスルーツ（草の根レベル）での反差別、反人種（反外国人）差別」など、言葉を選ぶ必要があるが、そういった動きを作っていくという理念を財団（国際交流協会）が持っていれば事業として生きていくと思う。

【オジャラックスマン委員】

・アパート入居を拒否される問題については、最近ではほぼ毎日耳にするようになったが、そういった場合どこに相談すればいいのか。（対応案に入れるか）

→神奈川県では大家と不動産業者がネットワークを作って外国人差別をしないという認証マークを作成し、店頭に掲示することで、外国人差別をしない店舗を識別できるようにしている。（新居委員）

→沖縄県でも「差別のない社会づくり条例」に賛同する企業・施設向けのロゴを作って識別できるようにしても良い。（白充委員）

→差別は色々な分野に関連するので「差別のない社会づくり条例」のロゴを作る場合、外国人に限らない方が良い。（新居委員）

→（JICA では）沖縄で国際協力プラットフォームを作っていて、プラットフォーム加盟団体には在住外国人の住居問題解決を目的とした「住みまーるプロジェクト」に取り組んでいる企業もあるが、どのような企業が参加しているか一目して分からないので沖縄県でロゴ的なものを作ってはどうか。また、「差別のない社会づくり条例」に賛同している企業に対し、県の入札等においてポイントに加算されるような仕組みを作ると実効的ではないか。（倉科副委員長）

→「反うわさ戦略」の最初の取組として、ロゴマークを作成し賛同者を増やすことから始まるので、取組としての効果は高い。（新居委員）

【宮城委員長】

- ・「沖縄県差別のない社会づくり条例」に外国人も含まれているという認識でよいか。
→「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」に記載があるように、外国人についても条例の対象となっており、専門相談員を配置した人権相談窓口も開設している。

【高橋委員】

- ・定員を理由に日本語教室の受講を断られるケースや通訳なしでは学校への入学が認められないケースもある。
- ・（在住外国人の）散在地域だと、その言語に対応できる母語話者のリストがあるが、財団にもそういったリストがあるのか。教育委員会と連携してどのような言語話者が来ても地域の母語話者等を活用することで対応できないか。
→財団としても母語話者を把握しないといけないと思っている。生活相談として通訳者を派遣することはできるが、日本語教育では派遣していない。（宮城委員長）
→県の方で各言語の母語話者リストを作成することで、教育現場等における様々な場面で母語話者を活用できないか検討してほしい。（高橋委員）

【山本委員】

- ・外国人医療に関しても JMIP（外国人患者受入れ医療機関認証制度）という制度がある。コーディネーターを配置し、色々なサインを多言語表記している。また、同制度への賛同を表明することで企業側にとってもポジティブなイメージが着く。

【倉科副委員長】

- ・児童への意識啓発として、JICA 沖縄だけでなく、関係機関が児童に対し多文化共生に係る講座を行っているが、学校や地域での多文化共生に係る教育が効果的である。

3-3 大項目：沖縄県全体での連携推進等について

(1) 骨子（案）3-①

(中項目：連携・協働について)

【新居委員】

・多文化共生の領域は行政のみで解決できる問題ではないので、対応策に追加するのであれば、沖縄県の市民活動団体や自治体、財団との連携強化があげられる。

【倉科副委員長】

・多文化共生施策においては財団の役割が非常に大きく、沖縄ではまさにその改善が急務ではないかと感じている。県は（全県的な）方針を定める旗振り役として重要だが、財団の機能強化について提言書に残したい。

・また、旗振り役である県交流推進課の役割は非常に大きく、現在の体制で対応していけるのかは疑問。交流推進課の機能と体制の拡充も提言に残すべき。

・対応案①、③について、県の関係課も入れるべきではないか。県内のワーキングチームの開催等も月1回の開催をしてもいいのでは。

→対応案①、③については交流推進課のみの対応を想定している。多文化共生は非常に多岐に渡るため、理想は県の全ての関係課、国、市町村、他関係機関が一同に会する会議が望ましいが、各機関との日程調整や参加者全てを収容できるキャパシティの会場確保など現実的な問題として、開催が難しい。そのためまずは交流推進課が各会議を総括し、ネットワークの構築等ができればいいと思っている。（交流推進課）

・そうした場合、交流推進課の役割がものすごく大きくなるため、今の体制で実施できるのか考える必要がある。人員配置の増を含めて、提言書に残したい。

【山本委員】

・財団は県の外郭団体であるため、多文化共生の軸となっていくべき。

・国、県、市町村の役割を明確にした上で、民間団体やNPO、外郭団体についてもそれぞれが行う多文化共生施策に統合していくことが必要。

(2) 骨子(案) 3-②

(中項目：おきなわ多文化共生推進指針について)

【山本委員】

・「おきなわ多文化共生推進指針」を反映させた提言書の作成を目指しつつ、PDCAにより現状評価を行い指針改定を行ってほしい。まずは現状の指針について、どこまで達成しているのか現状分析が必要。

・沖縄県の他の計画を参考に、指針の見直し時期を決めた方が良い。

【新居委員】

・「おきなわ多文化共生推進指針」については、本来アクションプランとして取り扱うべきものについても掲載されている。指針として大きな方向性を示しているものの中に具体策が入っているので、具体策の実行が検証されていない。次回改定する場合は、指針としての大きな方向性と具体的な実行部分を切り離し、指針とアクションプランに分ける必要がある。

・提言書の中に提言書改定やアクションプラン策定の実施時期についても言及した方がいい。

【倉科副委員長】

・短期的な取り組みと中・長期的な取り組みを把握するため、アクションプランを作ってほしい。

・指針が表しているのは大きな取組なので、大幅な改定はないのではないか。